

令和2年11月から、マイナポータルで『健康保険』の電子申請ができるようになります。

令和2年4月から特定法人(※1)について、電子申請が義務化されています。

(※1) 特定法人とは、資本金等の額が1億円を超える法人(適用事業所単位で区別されるものではありません。)

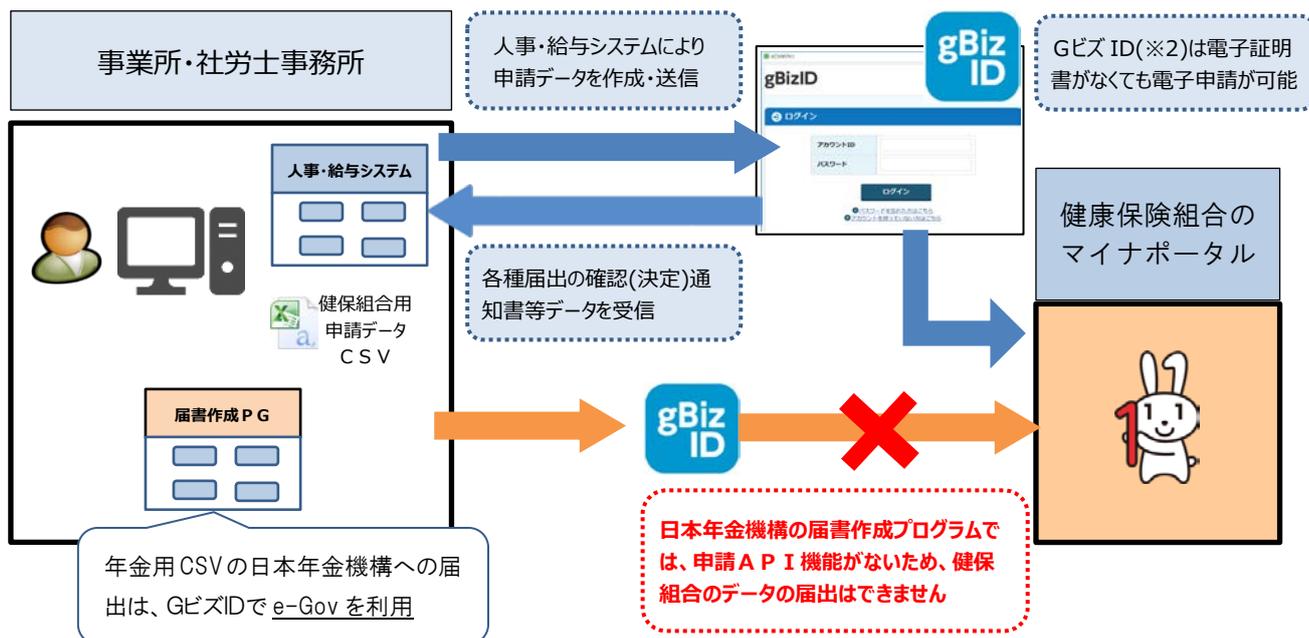
⇒ 国税庁HP (<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)にて「電子申告の義務化の対象法人一覧表(組織区別)」が確認できます。

- 電子申請の義務化は、令和2年4月以降に開始される各特定法人の事業年度から適用されます。
- 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、特定法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

電子申請ができる届出	形式	備考
算定基礎届・月額変更届・賞与支払届	KPFD様式	電子申請義務化対象の届出(特定法人)
資格取得届・資格喪失届	KPFD様式	電子申請が可能な届出

⇒ 電子申請ができる届出は順次追加されます。

≪ G Biz IDを利用した健康保険の電子申請のイメージ ≫



(※2) 詳細は、経済産業省G Biz IDのHP (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご確認ください。

【マイナポータルへの申請データの送信について】

マイナポータルへの申請データの送信はご利用の人事・給与システムから API 連携により G Biz ID・パスワードで認証の上、直接マイナポータルに送信します。ご利用の人事・給与システムにより仕様や操作方法が異なりますので、**詳細は、ご利用の人事・給与システム事業者にお問い合わせください。**